

五條市立西吉野農業高等学校の設置認可について（案）

1 申請内容

- | | |
|-------------|--|
| (1) 学校名 | 五條市立西吉野農業高等学校 |
| (2) 位置 | 五條市西吉野町江出 174-1 |
| (3) 設置者 | 五條市 |
| (4) 設置目的 | 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校を廃止して五條市立西吉野農業高等学校を新設し、専任の校長のリーダーシップの下、農業後継者の育成という使命を担う学校を設置する。 |
| (5) 開設時期 | 令和3年4月1日 |
| (6) 課程 | 定時制課程（昼間） |
| (7) 学科・コース | 農業科 |
| (8) 修業年限 | 4年 |
| (9) 1学年の定員 | 30人 |
| (10) 教職員数 | 13人 |
| (11) 経費等 | 五條市一般会計予算に経費を計上し、支出する。 |
| (12) 専用校舎面積 | 49,859平方メートル |
| (13) その他 | 学校敷地の東半分を占める西吉野小学校が令和3年4月に移転した後、小学校の校舎部分は実習棟に、運動場跡地には実習用の圃場を設置する予定。寄宿舍は現行のまま使用することとする。 |

2 検討結果

学校教育法及び高等学校設置基準に照らしたところ、いずれも別添審査表のとおり審査基準を満たしており、適切である。

五條市立西吉野農業高等学校の設置認可基準の審査表

| 法的基準 | 申請内容 | 判定 |
|---|------------------|----|
| 【授業を受ける生徒数】 一学級の生徒数は、四十人以下 | 一学級30人 | ○ |
| 【教諭の数等】 副校長及び教頭の数は課程ごとに一人以上。主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は収容定員を四十で除して得た数以上。(収容定員120人/40=3) | 教頭1人 教諭9人 | ○ |
| 【養護教諭等】 相当数 | 生徒の養護をつかさどる職員1人 | ○ |
| 【実習助手】 必要に応じて相当数 | 実習助手1人 | ○ |
| 【事務職員の数】 相当数 | 事務職員1人 | ○ |
| 【校舎の面積】 収容定員一二〇人以下の場合、1,200平方メートル以上 | 3,074平方メートル | ○ |
| 【運動場の面積】 8,400平方メートル以上 | 9,406平方メートル | ○ |
| 【校舎に備えるべき施設】 教室、図書室、保健室、職員室 | 教室、図書室、保健室、職員室あり | ○ |
| 【その他の施設】 体育館 | 体育館あり | ○ |
| 【校具及び教具】 必要な種類及び数の校具及び教具 | 校具及び教具あり | ○ |

※高等学校設置基準(学校教育法第三条の規定に基づく平成十六年文部科学省令第二十号)による